

## 石巻市総合交通計画の改定について

### 1 石巻市総合交通計画の推進方法

現行の石巻市総合交通計画が令和9年3月をもって計画期間を終了することから、来年度中に計画の改定を行う必要があります。

石巻市地域公共交通活性化協議会条例第2条により「総合交通計画の策定及び変更に関する事項」については、当協議会の所掌事務となっていることから、当協議会において今後、新しい計画の検討を行うこととなります。

来年度の計画改定に先立ち、市では、今年度中に、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査等事業）を活用して、公共交通の利用実態等のデータを収集し、分析等の調査事業を行うこととしております。

#### 【スケジュール】

令和7年10月～令和8年3月	調査事業
令和8年1月	調査事業中間報告（地域公共交通活性化協議会）
5月～7月	市民アンケート等実施
8月～9月	計画改定案（素案）作成（地域公共交通活性化協議会）
11月	計画改定案（中間案）作成（地域公共交通活性化協議会）
12月	パブリックコメント実施 議会説明
令和9年1月	計画改定案（最終案）作成（地域公共交通活性化協議会）
3月	総合交通計画改定